

犬と猫の飼養の手引き

～人と犬・猫が共生できる街をめざして～



近年、犬・猫は、飼い主の生活に潤いと喜びを与える存在となっています。

一方で、飼い主の不適正な飼養により周辺に迷惑をかけてしまう問題が依然として多く生じています。

犬・猫を飼うときに一番大切なことは、愛情と責任をもって最後まで飼う「終生飼養」をし、周りに迷惑をかけないようにすることです。

犬・猫は、人間社会のルールはわかりません。飼い主のあなただけが頼りです。

- ▶ 1 飼い主が知っておくべきこと P2
 - (1) 飼い主の責務
 - (2) 飼う前に考えよう
施設の紹介
- ▶ 2 犬 P3～4
 - (1) 知っておこう、犬のこと
 - (2) 犬とあなたと、みんなのために
 - ① ルールを守る ② マナーを守る ③ 飼い犬を守る
- ▶ 3 猫 P5～7
 - (1) 知っておこう、猫のこと
 - (2) 飼い猫
 - ① 猫とあなたと、みんなのために
(ア) 室内飼養 (イ) 避妊・去勢手術 (ウ) 名札の装着
 - (3) 所有者不明猫(野良猫)
- ▶ 4 こんなときの問合せ先 P8
トピックス 「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました

1 飼い主が知っておくべきこと

(1) 飼い主の責務

1. 健康と安全の保持と迷惑防止
2. 病気の知識と予防
3. 逃走防止
4. 終生飼養
5. 繁殖制限
6. 身元表示 (所有明示)
7. 災害対策

<繁殖制限のメリット>

- 望まない妊娠・繁殖が避けられる。
- 生殖器系病気や感染症の予防で長生きしやすくなる。
- 性的欲求によるストレスから解放される。
- 発情期特有の行動 (大きな鳴き声、マーキングなど) が抑制される。

環境省 ペットも守ろう! 防災対策

検索



(2) 飼う前に考えよう

居住環境

今の住居はペットが飼える環境ですか?
転居の予定があれば、慎重に判断しましょう。

健康と体力

あなたの体力で世話ができるペットですか?
家族に動物アレルギーの人はいませんか?

毎日の世話

ペットに安全で快適な飼養環境を用意できますか?
何があっても、毎日欠かさずペットの世話に手間と時間をかけられますか?

ライフスタイル

飼いたいペットの種類や大きさ、生態、特性などが、あなたの生活環境に適していますか?



周囲の人々への配慮

鳴き声やふんの放置などで近隣に迷惑をかけないようにできまか?
必要なしつけについて勉強し、それを実践できますか?

家族の同意

家族みんなが賛成していますか?
全員で協力して世話ができますか?

ペットの寿命

ペットが寿命を迎えるまで飼い続けることができますか?
高齢になったペットの世話や介護を考えていますか?

万が一のとき

地震や洪水などの災害時や、万が一あなたが飼えなくなったとき、ペットの命を守る方法を考えていますか?

※環境省パンフレット「飼う前も、飼ってからも考えよう」から抜粋

ご存じですか?

犬や猫を迎え入れるとき、どこから迎え入れますか?
ペットショップ等の業者から購入でしょうか?
自治体 (下記の施設の紹介を参照) や動物愛護団体等で保護された犬や猫を引き取る『譲渡』の方法もあります。



施設の紹介

大阪府動物愛護管理センター (アニマル ハーモニー大阪)

アニマル ハーモニー大阪は、動物とのふれあいなどを通じて、動物に関する正しい知識や理解を深め、「人と動物がより良い関係を築き、豊かに暮らせる社会の実現」をめざし、平成 29 年 8 月に開所されました。

<主な業務内容>

動物愛護の普及啓発、動物の相談、適正飼養等の指導、動物の収容、引取、返還および譲渡など。

センターでは、収容している動物の新しい飼い主を募集しています。



大阪府 動物愛護

検索

2 犬

1 知っておこう、犬のこと

年齢、寿命、繁殖

小型犬

【年齢】生後1年半で人間の20歳
それ以降の1年は、人間の4年分に換算
【寿命】15年前後



大型犬

【年齢】生後2年で人間の20歳
それ以降の1年は、人間の7年分に換算
【寿命】13年前後



【繁殖】

早ければ、生後8～12か月で
交尾できるようになるんだワン。
決まった発情期はなく、発情したメスに
誘発されて、発情するんだワン。



オス

メス

早ければ、生後6～9か月で
子犬が産めるようになるんだワン。
年に約2回発情期があり、1回に3～10頭
くらいの子犬を産めるんだワン。
妊娠期間は約2か月。

2 犬とあなたと、みんなのために

あなたのまわりには、犬を飼っている人、飼っていない人、犬を好きな人、そして苦手な人もいます。
犬とあなたと、みんなのために、飼い主としてルールやマナーを守りましょう。

① ルールを守る

犬の登録と狂犬病予防注射の接種

「狂犬病予防法」で生後90日を経過した犬の飼い主には、下記が義務づけられています。

- ☆ 一生に1回の飼い犬登録
- ☆ 一年に1回の狂犬病予防注射の接種及び注射済票の交付を受ける
- ☆ 鑑札と注射済票の装着
- ☆ 犬が死亡したとき又は飼い犬登録内容が変更したときの届出



狂犬病予防注射って必要なの？

狂犬病は、全ての哺乳動物がかかる人と動物の共通感染症で、発病した場合は人でも動物でもほぼ100%死亡されている恐ろしい病気です。
狂犬病の発生を予防、まん延を防止する狂犬病予防注射の接種は、みんなが安心して暮らしていくために必要なのです。



② マナーを守る

外出時

リードは、必ず着ける



フンは、必ず持ち帰る



オシッコは、水で流す



③ 飼い犬を守る

名札の装着

飼い犬を迷子にさせないため、「鑑札」「注射済票」「首輪」と飼い主の連絡先を書いた「名札」をつけましょう。

マイクロチップの装着も有効です。災害時の備えにもなります。

もし、迷子にさせてしまったら、大阪府動物愛護管理センター 箕面支所や最寄の警察署へ問い合わせましょう(P8参照)。飼い主自らも近所をよく探してください。



ご存じですか?

『鑑札』は飼い犬登録したとき、『注射済票』は注射したときに市町村から交付を受け、飼い犬に装着することが法律で義務づけられています。これが『鑑札』と『注射済票』です。



(注射済票は、黄・赤・青の
繰り返しで色が変わります。)

『鑑札』と『注射済票』には、交付した市町村名と番号のみが表示されており、飼い主名や電話番号など個人情報漏れません。



避妊・去勢手術

生まれてくる全ての命に飼い主としての責任が持てないのであれば、必ず避妊・去勢手術を行いましょう。

もし、飼えなくなったときは、新たな飼い主を自ら探してください。飼い主が見つからず、やむを得ず引き取りを希望する場合は、大阪府動物愛護管理センター 箕面支所へご相談ください(P8 参照)。

「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に下記が義務づけられています

放し飼いの禁止

外出時は、飼い主とまわりの人の安全のために、必ずリードを着けましょう。

『犬標識』を表示

犬を飼っていることが周囲にわかるように、住居の出入り口など見やすい所に表示してください。

【例】



下記の場合は、大阪府へ届け出が必要

人を咬んだとき



犬と猫を合わせて10頭以上飼養



3 猫

1 知っておこう、猫のこと

年齢、寿命、繁殖

【年齢】生後1年半で人間の20歳。生後2年で23歳、3年で28歳、それ以降の1年は、人間の4年分に換算。

【寿命】飼い猫は15～16年、野良猫は4～5年。

【繁殖】

生後8～12か月で交尾ができるようになるんだニャ。
決まった発情期はなく、
発情したメスに誘発されて
発情するんだニャ。



生後4～12か月で子猫を産めるようになるんだニャ。
年に2～4回発情期があり、1回に
4～8匹くらいの子猫を産めるんだニャ。
交尾をすれば、ほぼ100%妊娠し、
妊娠期間は約2か月。

参考

1頭のメス猫が…



1年後には20頭以上



2年後には80頭以上



3年後には2000頭以上



※メス猫は生後4～12か月で子猫を産めるようになり、年に2～4回発情期があり、1回に4～8匹くらいの子猫を産みます。

※環境省パンフレット「もっと飼いたい？」抜粋



繁殖制限をするのはかわいそうなのでは？

猫は繁殖力の強い動物です。
上記の **参考** 「1頭のメス猫が…」をご覧ください。
繁殖制限しないと、1頭が100頭に増えるのに3年はかかりません。
このように増えた猫たちを一般の飼い主が世話をするのは無理です。
不幸な命を増やさず、現在生きている猫たちの幸せを確実に守るため、
繁殖制限は必要なのです。



2 飼い猫



① 猫とあなたと、みんなのために

あなたのまわりには、猫を飼っている人、飼っていない人、猫を好きな人、そして苦手な人もいます。猫とあなたと、みんなのために、飼い主としてルールやマナーを守りましょう。

(ア) 室内飼養

環境省「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に猫の室内飼養に努めることが明記されています。



家の中に閉じ込めるのはかわいそうなのは？

猫は、安心安全で快適な室内環境を整えることで、家の中で十分、幸せに暮らせます。

<室内飼養のメリット>

- 危険の回避：交通事故や感染症、望まない妊娠、猫同士のケンカ、行方不明などを防止できます。
- 迷惑の防止：庭やごみ荒らし、糞尿、鳴き声などご近所への迷惑を防止できます。



参考

室内飼養するための環境づくり

清潔なトイレ



遊び場



爪とぎ



エサ



寝床



(イ) 避妊・去勢手術

生まれてくる全ての命に飼い主としての責任が持てないのであれば、必ず避妊・去勢手術を行いましょう。もし、飼えなくなったときは、新たな飼い主を自ら探してください。飼い主が見つからず、やむを得ず引き取りを希望する場合は、大阪府動物愛護管理センター 箕面支所へご相談ください(P8 参照)。

ご存じですか？

市では「避妊・去勢手術費」の補助を行っています。
飼い猫はオス 2,000 円、メス 3,000 円 [1 世帯 1 匹 (同一年度内)]



(ウ) 名札の装着



飼い猫を迷子にさせないために、首輪と飼い主の連絡先を書いた名札をつけましょう。マイクロチップの装着も有効です。災害時の備えにもなります。

もし、迷子にさせてしまったら、大阪府動物愛護管理センター 箕面支所や最寄の警察署へ問い合わせましょう(P8参照)。飼い主自らもよく探してください。

3

所有者不明猫（野良猫）



耳のV字カットは、避妊・去勢手術を受けた証です。

猫に餌を与えている人へ



お腹をすかせた猫をみかねて餌を与える、小さな命を慈しむ優しい気持ちの持ち主の方だと思います。

しかし、その優しさだけでは猫のためにはなりません。地域の中には、猫の苦手な人、猫の存在に困る人がいることを忘れてください。

猫を思う優しい気持ちで、地域のこと、近所に住んでいる人のこと、望まれずに生まれてくる子猫のことも考えてみてください。

猫でお困りの人へ



猫に餌を与えるだけの人や適正な飼養管理をしていない餌主への非難や猫の排除だけでは、残念ながら猫問題の根本的な解決にはなりません。

餌主のいない猫は、元をたどれば、人の不適切な飼養管理や遺棄により増えたものです。

猫にも命があります。猫に餌を与えている人と何が問題なのか話し合い、問題解決を目指してみませんか。

所有者不明猫（いわゆる野良猫）たちに避妊・去勢手術せずに餌を与えていると、猫がどんどん増え、糞尿や鳴き声などによる生活環境被害を受けている人とのトラブルの原因ともなります。このような良好な生活環境を損なう無責任な餌やり行為は、「茨木市生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）に違反します。

こうした猫問題を解決するために、地域住民が中心となり「茨木市所有者不明猫活動団体」が活動しています。命ある野良猫がその地域で生きていくためには、その地域の方のご理解が不可欠です。この活動にご理解とご協力をお願いいたします。



所有者不明猫に関する取り組み

【市】● 飼い猫及び所有者不明猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成

● 世話及びみだりな繁殖を抑制する活動を行う「所有者不明猫活動団体」の登録

【団体】

- ① 飼養管理する猫の頭数の把握
- ② 避妊・去勢手術
- ③ 餌やりのルールやトイレの場所を決める
- ④ 餌の食べ残しや糞の掃除を励行
- ⑤ 地域住民へ合意形成の活動

効果



- 今ある命を一代限りで全うさせることができ、殺処分することなく、徐々に数を減らすことができる。
- お腹をすかせて、ゴミをあさることがなくなる。
- 民家の庭などむやみに糞尿をすることがなくなり、迷惑が軽減される。
- 生活環境の悪化を防ぐ。



4 こなたときの問合せ先



対象	内 容	問 合 先	所 在 地	電話番号
犬	飼い犬の登録・死亡届	市民生活相談課	茨木市駅前 3-8-13	072-620-1603
	狂犬病予防注射の済票交付			
	飼い犬が人を咬んだ	大阪府動物愛護管理センター 箕面支所	箕面市船場西 1-11-35	072-727-5223
	犬の放浪			
猫	避妊・去勢手術の補助	市民生活相談課	茨木市駅前 3-8-13	072-620-1603
	超音波発生装置の貸出			
	猫の負傷	大阪府動物愛護管理センター 箕面支所	箕面市船場西 1-11-35	072-727-5223
共通	犬・猫に関する相談	大阪府動物愛護管理センター 箕面支所	箕面市船場西 1-11-35	072-727-5223
	飼い犬・猫の引き取り			
	犬・猫の多頭飼育 (合計で 10 頭以上飼養)			
	ペットの迷子	茨木警察署	茨木市中穂積 1-6-38	072-622-1234
		大阪府動物愛護管理センター 箕面支所	箕面市船場西 1-11-35	072-727-5223
	動物の譲渡希望	大阪府動物愛護管理センター (アニマル ハーモニー大阪)	羽曳野市尺度 53-4	072-958-8212
	動物虐待の通報	おおさかアニマルポリス (受付時間: 平日 午前 10 時～午後 4 時 30 分)		#7122 06-7639-0294
	緊急診療所	北摂夜間救急動物病院 (受付時間: 午後 9 時～翌朝 6 時)	箕面市船場東 2-3-55 北摂ベッツセンタービル	072-730-2199
	死体の引き取り (収集)	環境事業課	茨木市東野々宮町 14-1	072-634-0351
	(持ち込み)	環境衛生センター	同上	072-634-1627

トピックス

令和元年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました

☆ 動物虐待に対する罰則の引き上げ (令和 2 年 6 月 1 日に施行)

【殺 傷】 懲役 5 年以下 又は 罰金 500 万円以下 (改正前は、懲役 2 年以下 又は 罰金 200 万円以下)

【遺棄・虐待】 懲役 1 年以下 又は 罰金 100 万円以下 (改正前は、罰金 100 万円以下)

☆ マイクロチップの装着等の義務化 (公布から 3 年以内に施行)

【販 売 業 者】 マイクロチップ装着および所有者情報登録の義務化

【一般飼い主等】 マイクロチップ装着努力義務。所有者登録された犬猫の変更登録の義務化



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

発行

茨木市 市民文化部 市民生活相談課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL : 072-620-1603 (ダイヤルイン) FAX : 072-620-1715

E-mail : shiminseikatu@city.ibaraki.lg.jp



この印刷物は、1,600 部作成
1 冊当たりの単価は 92 円です。

令和 2 年 3 月発行